

平成 26 年 11 月 28 日の議会運営委員会（武石利彦委員長）で、「政務活動費の運用のあり方に関する検討会（土森正典座長）」の検討結果の報告を踏まえて、次の事項について政務活動費の運用を改めることを決定しました。

項 目	見直し内容	現行の運用	実施時期
ホームページでの関係書類の公開	次の書類を全て公開する。 ・会計帳簿 ・収支報告書 ・領収書等の証拠書類 ・主要な調査研究に係る活動の内容を記載した書類（平成 26 年度分から）	収支報告の状況一覧表（交付金額、支出報告額、返還額）のみの公開。	平成 27 年 7 月
飲食を伴う会議の会費への充当	廃止する。	5,000 円を上限として、充当が可能。 （対象となる会議等は限定）	平成 27 年度
宿泊料の実費充当	「領収書に基づく実費制」とする。	「定額制」による。	
J R 等の交通費の領収書	領収書が取得できない場合を除き、原則領収書を提出する。	原則領収書の提出不要。	
高知市に設けた宿所への充当	高知市以外の選挙区の議員が、政務活動の拠点として高知市に設けた宿所への政務活動費の充当を可能とする。		
その他（申し合わせ事項）	○収支報告書の早期提出に努める。 ○詳細な報告書の作成や添付書類の充実に努める。		